

【出席停止の取り扱いについて】

- ・ 風邪症状で学校を欠席した場合、まずは病欠として対応します。
検査を受けて陽性と判明した場合に出席停止となります。
 ※陽性が判明した場合にはすみやかに学校へ連絡をお願いします。沖縄県への報告義務があります。

●法的根拠

	地域の感染レベル 1	地域の感染レベル 2 以上
【出席停止】 学校保健安全 法 第 19 条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者 ③感染が疑われる者・症状があり検査を受けている者(濃厚接触者以外)・感染者と接触があり学校長が出席停止を指示した者 ④※発熱等の風邪症状が見られる者(新型コロナワクチン接種の副反応の可能性も含む →ただし、症状がなくなれば、原則、登校可能。	① + ② + ③ + ④※ +同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状が見られる者(同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)
④※の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。		